官

させ ピー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 個室における被験者の管理を解除する前に、被験者の喀痰、唾液及び尿中のTelomelysinが陰性であることを確認する。	(10) 個室における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、ウイルス不活化を行った後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄又は十分洗浄する。ウイルス不活化を個室以外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

被の毒び験有薬 個単におけるの床等への落下の床等への落下了後は床等を消

ra)、Leloweliainが確認されたときは、1 注音の管理を継続する。また、排泄物等の 1無にかかわらず、個室における管理終了で拭き清掃する。

》個室における被験者の管理を解除した後に、被験者の略級、唾液又は尿中からTelomelysinが検出された場合には、被験者を個室における管理下に移す必要性について検討する。

なお、必要と判断された場合は、 様の措置を執る。 上記(8)から(11)までと同

○特許庁告示第十七号

示する。 き次のとおり登録を行ったので、 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十七条の規定に基づ 同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公

戍 一十四年九月七日 特許庁長官

号第三十 登録番号 应 三十日平成二十四年八月 登録年月日 の代表者の氏名に法人にあっては、そ又は名称及び住所並びを受けた者の氏名 ポ 会社パソナグルー 代表 南部 靖之) (代表取締役グルー 一丁目5番1号東京都千代田区丸の内 分の名称を行う区の登録を受けた者が 八 (アミューで (アミューで) ŕ ズ調 メ査 号町二丁目6番4 番15号 区淡路町四丁目2 大阪府大阪市中央 ループ 株式会社パソナグ 東京分室 大阪本部

○国土交通省告示第千一号

速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、 告示する。 高

覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年九月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦

平成二十四年九月七日

道路の区域 三重郡菰野町大字千草字東江野七〇四五番二五七まで三重県三重郡菰野町大字千草字東江野七〇四五番二八九地先から同県 線 X 近畿自動車道名古屋神戸線 間

最最 小大

六六四

平成二十四年九月七日

国土交通大臣

羽田雄

郎

敷地の幅員 延 (メートル)

○国土交通省告示第千二号

速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 第七条第一項の規定に基づき、 その関係図面は、平成二十四年九月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、 告示する。

路 覧に供する。 平成二十四年九月七日

国土交通大臣

羽田雄

郎

高

縦

線名 常磐自動車道

道路の区域 X

間

後変 別更

敷地の幅員

延

툱

(メートル) 〇 七

前

六 三五ト 二六ル

ま三で郷

!市彦野二丁目九一番一から同市番匠免二丁目一八〇番

○国土交通省告示第千三号 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)附則第二十項の規定に基づき、 後 大阪港埠頭株式会社から

港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十一条の六第一項の規定により、 いて準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項にお 告示する。 同法附則第二十五項にお 次のとおり

平成二十四年九月七日

国土交通大臣

羽田雄一郎

縦覧の開始の日

岩井

良行

縦覧の場所及び縦覧の時間 平成二十四年九月十四日

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 (中央合同庁舎第三号館八階) 国土交通省港湾局港湾経

済課 午前九時三十分から午後六時十五分まで

神戸市中央区海岸通二十九番地 (神戸地方合同庁舎五階) 午前八時三十分から午後五時十五分まで 近畿地方整備局港湾空港部港湾管理

○国土交通省告示第千四号 課 午前八時三十分から.

港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)附則第二十項の規定に基づき、 告示する。 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十一条の六第一項の規定により、 いて準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、 同法附則第二十五項にお 神戸港埠頭株式会社から 次のとおり

国土交通大臣

羽田雄一郎

平成二十四年九月七日

縦覧の開始の日

平成二十四年九月十四日

縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 (中央合同庁舎第三号館八階) 午前九時三十分から午後六時十五分まで 国土交通省港湾局港湾経

神戸市中央区海岸通二十九番地 (神戸地方合同庁舎五階) 午前八時三十分から午後五時十五分まで 近畿地方整備局港湾空港部港湾管理

○国土交通省告示第千五号

の変更について、 四項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画 政令第四十七号)第三条の規定により、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十一条の三第十五項において準用する同条第 その関係図書を次のように縦覧に供するため、 次のとおり告示する。 土地区画整理法施行令 (昭和三十年

国土交通大臣 羽田雄一郎